

テールゲートリフター特別教育（学科4時間）開催のご案内

主催 陸上貨物運送事業労働災害防止協会北海道支部（陸災防北海道支部）

目的 労働安全衛生規則の一部改正により、**令和6年2月1日以降は特別教育を受けた者しかテールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業ができなくなりました。**

そのため、テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業を行う事業所は、該当する全ての従業員に特別教育を実施し、その記録を保存する必要があります。（テールゲートリフターの稼働スイッチの操作だけでなく、荷のキャストストップ等々の操作、昇降版の開閉や格納など、テールゲートリフターを使用する業務が全て対象となります。）

また、『テールゲートリフターの操作の業務』を行わない者であっても、荷を積み込んだロールボックスパレット等をテールゲートリフターの昇降版に載せ、又は卸す等の作業を行う者にとっては、できる限り当該教育を受けることが望ましいとされています。

当支部では、主に自社内で教育を実施する担当者向けに特別教育（学科のみ）を実施します。

※ 労働安全衛生規則第36条5の4、他（公布：令和5年3月28日、施行：令和6年2月1日）

開催日 令和7年3月5日（水）10時00分～15時30分（昼食休憩 12:00～13:00）

会場 旭川地区トラック研修センター 旭川市流通団地2条4丁目

受講対象者 特別教育実施担当予定者・テールゲートリフターを使用して荷の積卸し作業を行う者

受講証明書 教育を修了した者には【**学科教育受講証明書**】を交付します。
なお、**実技（2時間）は実施しません。**

受講料 **陸災防会員8,800円（テキスト・税込）・非会員11,000円（同）**

受講手続 別紙申込書に記入・捺印の上、FAXにてお申し込みください。
〒079-8442 旭川市流通団地2条4丁目
陸災防旭川分会 TEL 0166-48-7244 FAX 0166-47-5079

送金手続 受付確認後に受講料を送金してください（振込手数料は受講者負担となります）
旭川信用金庫 流通団地支店（普通）0107491 陸運労災防止協会旭川分会 あて

※ 締切 定員（60名）になり次第、又は2月27日締め切りにて受付を終了します。
振込期日も同日となります。
キャンセルの場合、欠席連絡が2月28日までに無ければ受講料の返金はできませんのでご了承ください。

《講習時間割》 ※（状況により、開始・終了時間が前後する事があります）

- ① テールゲートリフターに関する知識（90分）
- ② テールゲートリフターによる作業に関する知識（120分）
- ③ 関係法令（30分）
- ④ その他（受講証明書交付・教育を実施するにあたっての留意点等）

※ 自然災害等で講習が実施困難な場合は、講習を中止又は延期しますので予めご了承ください。

